

貸金庫規定

1. (各納品の範囲)

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

① 公社債権、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書・契約証書・権利書その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

(3) 爆発物、銃刀類等法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないものは格納することはできません。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとし、契約期間満了日までに貸金庫の借主（以下「借主」といいます。）または当金庫から解約の申出をしない限りこの契約は期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、継続後も同様とします。

3. (使用料)

(1) 貸金庫の使用料（消費税を含みます。以下同様とします。）は、当金庫所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年1月の当金庫所定の日（以下「振替日」といいます。）に、借主が指定した預金口座から、通帳、払戻請求書または小切手の提出によらず払戻しをしたうえで使用料に充当します。振替日において指定預金口座の残高が使用料の金額に満たないときはただちに入金してください。この場合、当金庫は振替日以外であっても前記の方法で自動引き落としすることができるものとします。

なお、最初の契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によって支払ってください。

(2) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に更新される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、すでに支払い済みの使用料は解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を、月割計算により返戻します。

4. (鍵等の保管)

(1) 貸金庫の鍵は、正鍵・副鍵各1個ずつが存在し、正鍵は借主が保管するものとし、副鍵は借主が届け出た印章により当金庫担当者が立会の上封印し、当金庫が保管するものとします。

(2) 半自動型貸金庫（カード解除式）及び全自動型貸金庫については、借主および借主があらかじめ届け出た代理人（以下「代理人」といいます。）に対し、第1項記載の正鍵

に加え、貸金庫ご利用カード（以下「ご利用カード」といいます。）を発行しますので、借主および代理人が保管してください。

5.（貸金庫の開閉等）

（1）貸金庫の開閉は、借主または代理人が行ってください。

（2）手動型貸金庫の場合

① 開扉にあたっては、当金庫所定の貸金庫開閉票に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。

② 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で正鍵により開扉して行ってください。
なお、閉扉後は貸金庫の施錠を確認してください。

（3）全自動型貸金庫の場合

① 貸金庫への入室にあたっては、専用入口に備え付けの解錠操作盤にご利用カードを挿入し、届出の暗証番号をボタンにより操作の上、入室してください。

② 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で正鍵により開扉して行ってください。
なお、閉扉後は、貸金庫の施錠ならびに所定の位置への返却を確認してください。

（4）半自動型貸金庫（受付式）の場合

① 開扉にあたっては、当金庫所定の貸金庫開閉票に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。

② 貸金庫への入室にあたっては、専用入口に備え付けの解錠操作盤に当金庫より貸与するカードを挿入の上、入室してください。

③ 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で正鍵により開扉して行ってください。
なお、閉扉後は、貸金庫の施錠ならびに所定の位置への返却を確認してください。

（5）貸金庫内箱の所定の位置への返却については、借主または代理人が責任を持って行ってください。なお、貸金庫内箱の返却を失念したことにより格納品の紛失、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6.（届出事項の変更等）

（1）印章を紛失したとき、または印章、氏名、名称、代表者、代理人、住所、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

ご利用の正鍵及びご利用カードを紛失したとき、もしくは毀損したときも同様とします。

（2）届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7.（印章、鍵・ご利用カードの喪失時等の取扱い）

（1）印章もしくは正鍵・ご利用カードを失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手续をした後に行ってください。

この場合、喪失等のお届の日から再度ご利用いただけるようになるまでに相当の期間をおくことがございます。また保証人を求めることがあります。

- (2) 正鍵・ご利用カードを紛失した場合、または毀損した場合は、当金庫の請求時に、錠前等の取替え・カードの再発行に要する金庫所定の費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前 2 項と同様に取引店に届け出てください。
- (4) 前 3 項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じたときにも同様に取引店に届け出てください。
- (5) 前 4 項の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

9. (暗証番号照合等)

- (1) ご利用カードの所有権は、当金庫に帰属するものとし、借主および代理人に貸与します。ご利用カードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。
- (2) 暗証番号は生年月日、電話番号、連続番号等他人に知られやすい番号は避けるとともに、他人に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理してください。
- (3) 操作機により、ご利用カードを確認し、操作機利用の際使用された暗証番号と届出の暗証との一致を確認の上、開扉その他の取扱いをした場合は、ご利用カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて開庫その他の取扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません、なお、使用される鍵・ご利用カードについて当金庫は確認する義務を負いません。

11. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金

庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開閉に応じられないことがあります。このために生じた損害についても当金庫は責任を負いません。

- (2) 前項の事由による格納品の紛失・滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質、腐敗、発熱、発火、破損等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、借主においてその損害を賠償してください。

12. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵・および届出の印章並びに、全自動型貸金庫についてはこれらに加えて利用カードを持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵、ご利用カードまたは届出の印章を失った場合の解約手続には、第7条を準用します。
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明け渡すものとします。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質、腐敗、発熱、発火、破損等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 当金庫の店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑦ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- (3) この貸金庫は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をとってください。
 - ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、次に掲げる A から F までのいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団

- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前記 A から E に準ずる者

③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して、次に掲げる A から E までのいずれかに該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他前記 A から D に準ずる行為

(4) 前 3 項による貸金庫の明渡し、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、延滞損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却・明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 3 条 第 3 項に基づく返戻金は、延滞損害金に充当します。延滞損害金に不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫は、借主及び代理人に通知することなく、この不足額を、明渡しの日第 3 条 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第 1 項から第 3 項の明渡しまたは正鍵の返却等の手続が 3 ヶ月以上遅延したときは、借主及び代理人の許可なく、当金庫は副鍵を利用して貸金庫を開扉のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開扉に際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、延滞損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払うものとします。

13. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

14. (緊急措置)

格納品の引渡請求権に対する差押え（租税債権に基づくものを含む）があった場合、その他法令の定めるところにより貸金庫の開扉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の処置をす

ることができるものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

15. (譲渡、移転等の禁止)

貸金庫の使用権は、譲渡、転貸または質入することはできません。

16. (保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

17 (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記 (1) の変更は、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。